

自治体	条例	施行年月	居場所
東京都武蔵野市	武蔵野市子どもの権利条例	令和5年4月	(自分らしく居られる場所) 第13条市は、子どもが自分らしく居られる多様な居場所づくりを推進します。 2市と市民は、家庭、育ち学ぶ施設その他多様な地域活動の場が子どもの安心できる居場所となるよう努めます。 3市は、子どもが休息を必要とする場合に育ち学ぶ施設の活動その他の活動などを休み、多様な居場所で過ごすことについて、市民、保護者および育ち学ぶ施設の関係者の理解が得られるよう、必要な啓発に努めます。 (年齢、発達などに応じた居場所) 第14条市は、子どもの年齢、発達などに応じた遊びと育ちのための専用の居場所の確保とその居場所において支援を行う人材の育成に努めます。 2市は、乳幼児期の子どもと保護者のための居場所づくりを推進します。 3市と市民は、子どもの利用する公共施設において子どもとおとながお互いを尊重しながら居場所をともに利用できるよう、工夫に努めます。 4育ち学ぶ施設の関係者は、当該施設が子どもの年齢、発達などに応じた居場所であるよう、子ども一人ひとりが大切にされる環境の整備に努めます。
東京都葛飾区	葛飾区子どもの権利条例	令和5年10月	(子どもが安全で安心して過ごすことができる環境づくり) 第19条 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、子どもがありのままの自分でいられて、安全で安心して過ごすことができる環境づくりに努めます。 2 区は、子どもが安全で安心して過ごすことができる環境づくりのための活動を行う区民等及び育ち学ぶ施設との連携を図り、その活動に対して支援をするものとします。
東京都中野区	中野区子どもの権利に関する条例	令和4年4月	(居場所づくり) 第19条 区、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりに努めるものとします。 2 区は、前項に規定する居場所づくりのための活動を行う育ち学ぶ施設および団体と協力し、その支援に努めるものとします。 3 区、育ち学ぶ施設および団体は、第1 項に規定する居場所づくりに関し、子どもが意見等を表明し、参加する機会を設けるとともに、その意見等を尊重するよう努めるものとします。
静岡県富士市	富士市子どもの権利条例	令和4年4月	第5章子どもの居場所づくり 第12条市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもがありのままの自分であることができ、安心して過ごすことができる居場所づくりに努めるものとします。 2市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもの居場所づくりに当たり、子どもが参加し、又は子どもの意見等を聴く機会を設けるとともに、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。
大阪府泉南市	泉南市子どもの権利に関する条例	平成24年10月	(子どもの居場所づくり) 第7条 子どもは、休息と余暇、遊び、学び、文化的及び芸術的生活への参加の権利を持ち、そのために必要な居場所その他の環境の提供を受けることができます。 2 市は、前項に基づいて、子どもの居場所づくりの推進に関する指針及び実施計画等を策定します。
愛知県名古屋市	なごや子どもの権利条例	平成20年4月 (令和2年4月改正)	(子どもの育ちの支援) 第 15 条 市は、子どもの健やかな育ちを支援するため、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、次に掲げる施策を実施するものとする。 (1) 子どもが安全に安心して過ごすことができるための居場所づくり (2) 子どもが自然及び地域社会とのかかわりの中で豊かに育つことができるための遊び及び体験の場づくり (3) 子どもが社会とのかかわりの中で、他者と共生し、自立していくために必要な支援
東京都北区	北区子どもの権利と幸せに関する条例	令和6年4月	(子どもの居場所づくり) 第十四条 区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設および団体は、子どもの身近な生活の場において、子どもが自由にのびのびと遊び、学びその他の活動をするために必要な居場所づくり(次項において「子どもの居場所づくり」といいます。)に努めるものとします。 2 区は、子どもの居場所づくりのための活動を行う育ち学ぶ施設および団体と協力し、またはその支援に努めるものとします。
東京都町田市	町田市子どもにやさしいまち条例	令和6年5月	(子どもの居場所づくり) 第16条 市、保護者、施設関係者及び地域住民は、子どもが安心して自分らしく過ごすこと及び仲間と集い様々な活動を行うことができる居場所づくりを進めます。 2 市、保護者、施設関係者及び地域住民は、子どもが自然と触れあうこと、様々な体験を行うこと、多様な人と交流すること等により豊かな人間性を育むことができる機会を提供します。 3 市、施設関係者及び地域住民は、子どもが豊かな人間性と多様な能力を育むことができるよう、子どもの成長に応じた助言その他の支援を行います。

自治体	条例	施行年月	役割分担(関係機関との連携を含む)
東京都 武蔵野市	武蔵野市 子どもの 権利条例	令和5年4月	第3章子どもの権利を保障するための役割 (市の役割) 第6条市は、子どもの権利を保障するため、子どもに関する施策を総合的に実施するとともに、市民、保護者および育ち学ぶ施設の関係者と連携し、子どもにやさしいまちづくりを推進します。 (市民の役割) 第7条市民は、子どもが権利の主体であることを認識し、子どもとともに、子どもにやさしいまちをつくることを目指します。 2市民は、子どもがすこやかに育ち、地域の中で安心して過ごすことができるよう、子どもを見守り、支援することに努めます。 3市民は、市が実施する子どもの権利を保障するための施策について可能な範囲で協力します。 4事業者(市民のうち、市内で事業を営む法人その他の団体と個人をいいます。)は、事業活動を行う中で、仕事と子育てを両立できる環境をつくるよう努めます。 (保護者の役割) 第8条保護者は、子どもの人格と尊厳を尊重し、子どもが大切な存在として受け入れられ、愛されて育つことのできる環境を確保し、子どもの権利が保障されるよう努めます。 (育ち学ぶ施設の役割) 第9条育ち学ぶ施設の関係者は、市、市民および保護者と連携し、子どもの権利を保障するための取組を推進します。
東京都 葛飾区	葛飾区子 どもの権 利条例	令和5年10月	第3章子どもの権利を保障するための役割及び責務 (区の役割) 第9条 区は、あらゆる施策を通じて子どもの権利を保障し、子どもが安心して暮らすことができるまちづくりを推進するものとします。 2 区は、子どもの権利の保障について、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設と協働し、及び連携し、子どもの活動を支援するものとします。 (保護者の役割) 第10条 保護者は、家庭が子どもの健やかな成長のために大切な場であること並びに子どもの養育及び成長に第一義的な責任を有することを認識し、子どもの権利を保障するよう努めます。 2 保護者は、必要に応じて、区、区民等及び育ち学ぶ施設の協力及び支援を受けながら、子どもが健やかに成長できるよう努めます。 (区民等の役割) 第11条 区民等は、子どもの権利についての理解を深め、子どもの権利を保障するよう努めます。 2 区民等は、地域社会が子どもの健やかな成長に重要な役割を持っていることを認識し、子どもが健やかに育ち、及び安全で安心して過ごすことができるよう、区及び育ち学ぶ施設の必要な支援を受けながら、地域社会全体で子どもを見守り、及び支援するよう努めます。 (育ち学ぶ施設の役割) 第12条 育ち学ぶ施設は、その活動において子どもの権利を保障するよう努めます。 2 育ち学ぶ施設は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長に重要な役割を持っていることを認識し、子どもが自分で考え、学び、及び活動することができるよう、区、保護者及び区民等と協働し、及び連携し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めます。 (家庭における権利の保障) 第13条 保護者は、家庭において子どもが健やかに成長するため、次に掲げる事項について、必要な取組を行うよう努めなければなりません。 (1) 差別、暴力、虐待等を受けず、愛情を持って育てられること。 (2) 年齢及び成長の程度に応じて、意見が尊重され、及び最善の利益が考慮されること。 (3) 個人として個性及び特性が尊重され、並びに個人の秘密が守られること。 (育ち学ぶ施設における権利の保障) 第14条 育ち学ぶ施設は、その活動において子どもが健やかに成長するため、次に掲げる事項について、必要な取組を行うよう努めなければなりません。 (1) 年齢及び成長の程度に応じて、遊び、学び、及び育つこと。 (2) 個人として個性及び特性が尊重され、並びに私生活上の秘密が守られること。 (3) 差別、暴力、虐待等を受けないこと。 (地域社会における権利の保障) 第15条 区民等は、地域社会において子どもが健やかに成長するため、次に掲げる事項について、必要な取組を行うよう努めなければなりません。 (1) 地域社会の中で、個人として個性及び特性が尊重され、見守られながら育つこと。 (2) 差別、暴力、虐待等を受けないこと。 (3) 遊び、学び、又は休むために、一人でも集団でも利用できる場所があること。
東京都 中野区	中野区子 どもの権 利に関す る条例	令和4年4月	(区の役割) 第4条 区は、あらゆる取組を行うことにより子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進するものとします。 2 区は、子どもの権利の保障について、区民、育ち学ぶ施設および団体と協力するとともに、その活動を支援するものとします。 3 区は、子どもの権利の保障について、国、東京都、他の区市町村等に必要な協力を求めることにより、子どもの権利が広く保障されるよう働きかけを行うものとします。 4 区は、この条例による子どもの権利の尊重の理念が広まり、区民、育ち学ぶ施設および団体が子どもの権利についての理解を深めることができるよう、その考え方を広めていくものとしま す。 (区民の役割) 第5条 区民は、子どもの権利についての理解を深め、これを保障するよう努めるものとします。 2 区民は、地域社会における子どもの権利の保障の重要性を理解し、子どもがすこやかに育ち、安心して過ごすことができるよう、地域社会全体で子どもを見守り、支援するよう努めるものとし ます。 3 区民は、区、育ち学ぶ施設および団体と協力して、子どもの権利についてその考え方を広めていくことに努めるものとします。 (育ち学ぶ施設および団体の役割) 第6条 育ち学ぶ施設および団体は、その活動において子どもの権利を保障するよう努めるものとします。 2 育ち学ぶ施設および団体は、子どもの権利を保障するため、区および区民と協力するよう努めるものとします。 (事業者の役割) 第7条 事業者は、その従業員が子どもの権利を保障することができる環境を整えるよう努めるものとします。 2 事業者は、その事業が子どもの権利の侵害につながることのないよう適切な気配りを行うよう努めるものとします。 3 事業者は、区、区民、育ち学ぶ施設および団体と協力して、その事業として子どもの権利を保障するための活動をし、これを推進するよう努めるものとします。
静岡県 富士市	富士市子 どもの権 利条例	令和4年4月	第3章 子どもの権利の保障 (家庭における権利の保障) 第5条 保護者は、子どもの成長及び発達について第一に責任があることを認識し、子どもの最善の利益を考えて、その権利を保障しなければなりません。 2 保護者は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。 3 保護者は、子どもと共にいる時間を大切にしよう努めるものとします。 4 保護者は、子どもの発達に有害なもののから子どもを保護するとともに、子どもがそれを自ら避けることができるよう、必要な情報を伝えるよう努めるものとします。 5 保護者は、子どもの養育に当たり、市その他関係機関に必要な支援を求めることができます。 (育ち学ぶ施設における権利の保障) 第6条 施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長及び発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの最善の利益を考えて、子どもの権利を保障しなければなりません。 2 施設関係者は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。 3 施設関係者は、育ち学ぶ施設に属し、又は育ち学ぶ施設にいる子どもの教育及び養育に当たり、市その他関係機関に支援を求めることができます。 (地域における権利の保障) 第7条 市民等は、地域が子どもにとって様々な経験を通して豊かに成長し、及び発達するために大切な場であることを認識し、子どもの最善の利益を考えて、子どもの権利を保障しなければな りません。 2 市民等は、地域社会を構成する大切な一員である子どもにとって安全で安心な地域の環境をつくり、その環境を守るよう努めるものとします。 3 市民等は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。 4 市民等は、子どもの権利の保障に関する活動を行うことをいつでも市に提案することができます。 5 市民等は、子どもに関わることについて市その他関係機関に必要な支援を求めることができます。 (市による権利の保障) 第8条 市は、子どもの権利を保障するため、保護者、施設関係者及び市民等と協働して、子どもに関わる施策を推進しなければなりません。 2 市は、保護者、施設関係者及び市民等がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければなりません。
大阪府 泉南市	泉南市子 どもの権 利に関す る条例	平成24年10月	役割分担の記載はなく、(子どもの権利の尊重)として記載 第3条 子どもは、権利の主体として尊重され、いかなる差別もなく、子どもの権利条約に基づく権利を保障されます。 2 市及び市民等は、公私を問わず子どもにかかわるにあたっては、子どもの権利条約に基づき、子どもの声に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮し、もって子どもの権利が擁護される よう、不断に努めなければなりません。 3 市は、子どもの権利条約が子どもに保障する権利を確かに認識し、そしてこの認識を広く市民等とともに分かち合い、もってすべての人の権利と自由を尊重して自己の権利を行使すること ができる子どもの育成を促進するよう努めるものとします。 4 市は、子どもの生命、生存及び発達並びに意見表明及び参加に対する子ども固有の権利が尊重されるよう、必要な仕組みを整え、子どもが必要とする支援の提供に努めるものとします。

自治体	条例	施行年月	役割分担(関係機関との連携を含む)
愛知県 名古屋市	なごや子どもの権利条例	平成20年4月 (令和2年4月改正)	第3章 子どもの権利を保障する大人の責務 (共通の責務) 第8条 市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者は、子どもの権利を保障するため、連携し、及び協働するとともに、次に掲げる支援を行うよう努めなければならない。 (1) 子どもが他者の権利を尊重することができるようになるために必要な支援 (2) 保護者が子どもの養育及び発達に関する第一義的な責任を果たすために必要な支援 (市の責務) 第9条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、及び協働するとともに、子どもに関する施策を実施しなければならない。 2 市は、子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。 3 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければならない。 (保護者の責務) 第 10 条 保護者は、子どもの養育及び発達に家庭が果たす役割を理解するとともに、その第一義的な責任は保護者が有することを自覚し、子どもを守り育てなければならない。 2 保護者は、子どもの健やかな育ちのため、子どもにとっての最善の方法を考え、子ども一人一人の発達段階に応じた養育に努めなければならない。 (地域住民等の責務) 第 11 条 地域住民等は、子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会及び文化とのかかわりの中ではぐくまれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めなければならない。 2 地域住民等は、虐待等あらゆる暴力及び犯罪から子どもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めなければならない。 3 地域住民等は、子どもが地域社会の一員であることを認識し、子どもとともに地域活動を行うよう努めなければならない。 (学校等関係者の責務) 第 12 条 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが主体的に学び、及び育つことができるよう、必要な支援に努めなければならない。 2 学校等関係者は、虐待、体罰、いじめ等から子どもを守るため、その解決に向け、関係機関と連携していくよう努めなければならない。 3 学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが子どもの権利について理解し、及び自分の意見を表明することができるよう、必要な支援に努めなければならない。 (事業者の責務) 第 13 条 事業者は、子どもの健やかな育ちを支援するため、その社会的影響力及び責任を認識した事業活動を行うとともに、社会的自立に向けた就労支援、人材育成及び社会人教育を行うよう努めなければならない。 2 事業者は、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の視点から、子どもを養育する従業員が仕事と子育てとを両立できるよう、職場の環境づくりに努めなければならない。 3 事業者は、仕事と子育てとを両立できる働き方について、従業員の意識の向上を図るとともに、従業員に対し、子ども及び子どもを養育する家庭(以下「子育て家庭」という。)を支援する取組への参加又は協力を促すよう努めなければならない。
東京都 北区	北区子どもの権利と幸せに関する条例	令和6年4月	第二節 子どもの権利を保障するための役割 (区の役割) 第五条 区は、子どもの権利を保障するための施策を推進することにより、子どもが幸せな状態で生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を行うものとします。 2 区は、子どもの健やかな成長のため、保護者が安心して子育てに取り組めるよう、必要な支援を行うものとします。 3 区は、子どもの権利の保障について、区民等、育ち学ぶ施設および団体と協力するとともに、その活動を支援するものとします。 4 区は、子どもの権利の保障について、国、他の地方公共団体その他関係機関と連携し、または協力し、子どもの権利が広く保障されるための取組の実施に努めるものとします。 (保護者の役割) 第六条 保護者は、子どもの年齢、成長等に応じた権利が保障されるよう努めるものとします。 (区民等の役割) 第七条 区民等は、地域社会において子どもが権利の主体であることを認識し、子どもが幸せな状態で生活を送ることができるよう、子どもを見守り、または支援するよう努めるものとします。 2 事業者は、そこで働く人が、仕事と子育てとを両立できる環境づくりに努めるものとします。 (育ち学ぶ施設および団体の役割) 第八条 育ち学ぶ施設および団体は、その活動において子どもの権利を保障するよう努めるとともに、家庭、地域等との協力の下で子どもが主体的に育ち、および学ぶことができるよう支援に努めるものとします。
東京都 町田市	町田市子どもにやさしいまち条例	令和6年5月	第3章 子どもの権利を保障する大人の責務 (大人の責務) 第7条 大人は、子どもが幸せに暮らすことができるよう、子もにとって大切な権利を保障しなければなりません。 2 大人は、子どもが自分の権利について理解し、自分を大切にすること及び自分以外の人を大切にすること豊かな価値観を持つ人間になることができるよう支援しなければなりません。 (保護者の責務) 第8条 保護者は、子どもの養育、発達及び権利の保障について最も重要な責任を持つべき存在であることを自覚し、子どもにとっての最善の利益は何かを考えて、子どもを養育しなければなりません。この場合において、保護者は、必要に応じて市に相談し、及び支援を求めるものとします。 (施設関係者の責務) 第9条 施設関係者は、子どもが学び、体験、遊び等を通じて健やかかつ豊かに育つことができるようにするため、市、保護者及び地域住民と協力して、次に掲げることに取り組まなければなりません。 (1)施設の安全を確保し、子どもが安心して過ごせる場所をつくること。 (2)子どもが健康で自立した生活を送るために必要な知識を学ぶことができるように支援を行うこと。 (3)悩みその他の生活上の困難を乗り越えて豊かな人生を切り拓くことができるように、子どもが持つ可能性及び能力を最大限に伸ばすこと。 (4)子どもが失敗及び過ちを犯してもやり直し、成長できるように、適切な助言及び支援を行うこと。 (地域住民の責務) 第10条 地域住民は、子どもが生活する地域で安心して暮らし、健やかかつ豊かに育つことができるようにするため、次に掲げることに取り組むよう努めなければなりません。 (1)子どもがあらひのままの自分であることができる場所又は多様な人と触れ合える環境をつくること。 (2)市が行う子育てしやすい環境づくりに協力すること。 (事業者の責務) 第11条 事業者は、子どもが健やかに育つことができるようにするため、次に掲げることに取り組むよう努めなければなりません。 (1)子どもを養育する従業者が子育てと仕事を両立することができるよう、子育てしやすい職場環境を作ること。 (2)子どもと共に働く従業者が子どもの権利について理解を深めることができる取組を行うこと。 (3)その事業活動が子どもの権利の侵害につながることはないよう適切な配慮を行うこと。 (市の責務) 第12条 市は、子どもの権利を保障するため、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者と連携し、及び協力して、子どもに関する施策を実施しなければなりません。 2 市は、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者が、それぞれの責務を果たすことができるよう必要な支援を行わなければなりません。